告

示

目

次



第二千百三十号

平成十五年一月三十一日 (金曜日)

物品の購入に係る一般競争入札..... 過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の完 道路の供用の開始. 保安林の指定. 公 告 (学校施設課) **林** (道 同 路 政 課 : 課 : <u>.</u> :

事農上 殊工 林北 務水地 所産方

:

껃

土地改良区の役員の退任

出

先機関

選挙管理委員会

껃

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

て得た数とを合算して得た数) 事 務 局 ::

公安委員会

型式の検定適合遊技機 企生 課全 :

Ħ.

(___)

示

青森県告示第五十六号

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、

る同条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

保安林の所在場所

上北郡横浜町字家の前川目三一の一・一八〇・一八二 (以上三筆について次の図

二 保安林指定の目的

に示す部分に限る。)

飛砂の防備

Ξ

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

青森県知事 木 村

守

男

次のとおりとする

水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第五十七号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年二月二十八日まで青森県県土整備

平成十五年一月三十一日

青森県知事

木 村 守

男

一般競争入札に付する事項

三国 三道 八 号 路 線 名 下北郡東通村大字白糠字赤平二八まで 下北郡東通村大字白糠字赤平七一六から 供 用 開 始 の X 間 平成三・ の供 期 期 開 <u>-</u> <u>=</u> 日始

青森県告示第五十八号

令 より行った次の町道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に (平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

青森県知事 木 村 守

男

夏坂大館線	路 線 名
班三の元 まで まで まで まで まで まから から まから から から から から から から から から から からり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん	I
町大字関	事
字北来満	X
に「まで 一郡田子町大字関字北来満山三九林る」から 一郡田子町大字関字北来満山三七林	間
良改) 築	工事
(道 路 改	工事の種類
三平 三成 三 三	完工 了の 日の

公

物品の購入に係る一般競争入札

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十五年一月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

電子計算組織 次に掲げる物品の購入とし、 — 式

物品に要求する性能等は、

入札説明書による。

納入期限

平成十五年三月三十一日

Ξ 納入場所

人札説明書による。

入札に参加する者に必要な資格

Д

- 1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 四年二月一日青森県告示第四十三号 (物品等の競争入札参加資格) の一の規定に 平成十四年一月九日青森県告示第七号 (物品等の競争入札参加資格) 又は平成十 より、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号 (物品等の競争入札参加資格)、
- ていない者であること。 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受け 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証
- れていることを証明した者であること。 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備さ

明した者であること。

五 1 入札書の提出場所等 入札書の提出場所、

青森県教育庁学校施設課財務班 青森市新町二丁目三の 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わ

入札書の提出期限

電話 〇一七 七三四

九八七三

2

平成十五年二月十二日 午後四時四十五分

開札の場所及び日時

場 所

3

青森市新町二丁目三の

青森県教育庁 学校施設課入札室

 (\Box) 日時

平成十五年二月十四日

なお、時間は入札説明書による

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項 青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条、第百三十

一条及び第百五十九条の規定による。

契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から七日以内

七

八 落札者の決定方法

れがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を ると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそ することがある。 もって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定す ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあ

九 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(-)入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森

> 県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、 該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければなら また、開札日の前日までに当

等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出 様書等の内容の変更に応じなければならない。 しなければならず、また、 を求められた場合には、これに応じるとともに、 入札への参加を希望する者は、 開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明 入札説明書に基づき、 必要な場合には、当該製作仕 購入物品の製作仕様書

落札対象

3

に係る入札書のみを落札対象とする。 購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の〇の製作仕様書等

入札の無効

反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

入札書の記載方法

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

SUMMARY

Nature фe purchased: and quantity 0 f t h e products

Computer System

8 Delivery March period: 2003

ω Delivery place:

High shcool in Aomori prefecture

4 Time limit for tender:

4:45 Ġ. Ħ. 0 February 2003

S

Contact point for Aomori School Facility Management Division, Prefectual Board the notice of Education

Shinmachi Aomori City , Aomori 030 - 8540

TEL: 017-734-9873

APAN

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

島川土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規 藤

平成十五年一月三十一日

上北地方農林水産事務所長

田 中 正

之

理	区役 員 別の
事	別の
石 橋	氏
福美	名
十和田市大字藤島字藤島五一の	住
の 四	所
平成四十二	退任の年月日

選 学 管 理 委 員

青森県選挙管理委員会告示第十四号

治法 二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示す 六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 七十五条第五項、第七十六条第四項、 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自 三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、 平成十五年一月二十日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第 第八十条第四項、 第八十一条第二項及び第八十 (昭和三十一年法律第百六十 その超える数に六分の一

平成十五年一月三十一日

る。

青森県選挙管理委員会委員長

田

中 Æ Ξ

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二三、九三九

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

二六六、一五六 人

 \equiv 三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

東津軽郡選挙区 西津軽郡選挙区 一八、三五九 九四八 人

北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区 一七、二一七 二六、二二三 人 人

下北郡選挙区 上北郡選挙区 $\stackrel{\checkmark}{\circ}$ 三一、一三六 六六三 人人

三戸郡選挙区 四、 六六一

青森市選挙区 九〇三 ぱちんこ遊技機

A C R クロコダイルインディー L

株式会社ニュー

B CRクロコダイルインディーL

CRワイルドミルキー MB

11

CRゴジラLB

//

CRゴジラMB

遊技機の種類

型

式

名

製造業者又は

黒石市選挙区 弘前市選挙区 むつ市選挙区 三沢市選挙区 十和田市選挙区 五所川原市選挙区 八戸市選挙区 $\stackrel{-}{\circ}$ 六四、二〇三 五二、二九七 六 一三、三五二 人 一、三八 一三、三六六 七四〇 五八六 人人人人 人人

公安委員

青森県公安委員会告示第五号

平成十五年一月三十一日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 点

				ギン	輸入業者名	利貞		条第一項の規定	規則第四号) 第について、遊技	法律第百二十二							
"	回胴	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	回胴式遊技機																
ジャズセブン	セキコウ	CRマジンガー ZF	CRマジンガーFCR	CRマジンガー ZM	CRマジンガー ZFC	CRジャイアント7 M	CRマジカルカー ペットSP	CRE. T. F	CRベティ・ブープZA1	CRベティ・プープYA	CRベティ・プープWA	CRベティ・ブープXA	CR・神龍物語YS	CR・神龍物語YK	パート1 (CR静かなるドン新鮮組逆襲編	CRロボミッツK	CRセプンレイTK
ション 有限会社リックコーポレー	山佐株式会社	"	"	"	奥村遊機株式会社	タイヨーエレック株式会社	株式会社三共	ンドディ 株式会社サンセイアールア	"	"	"	サミー 株式会社	"	株式会社平和	マルホン工業株式会社	株式会社藤商事	株式会社銀座

"	"	"	"	"
マジックジャックR	ソレユケマンボウ	ボーナスジャム	エクストラセプン	ニダイメゴエモンサンジョウ
高砂電器産業株式会社	株式会社オリンピア	株式会社ネット	岡崎産業株式会社	株式会社ミズホ

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所 · 発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人